政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和7年4月1日

黒部市長 武 隈 義 一

1 随意契約に係る役務名
黒部市宇奈月サービスセンター内清掃業務委託

2 随意契約を締結した課の名称
総務管理部市民サービス課

3 契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日

4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター

5 契約金額
1日1時間につき1,100円

6 随意契約の理由
地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和7年4月1日

黒部市長 武 隈 義 一

1 随意契約に係る役務名
黒部市宇奈月サービスセンター用務員派遣委託

2 随意契約を締結した課の名称
総務管理部市民サービス課

3 契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日

4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター

5 契約金額
1日1時間につき1,200円

6 随意契約の理由
地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第１項３号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

1　随意契約に係る役務名
宇奈月小学校通学トイレ（浦山駅）清掃管理委託

2　随意契約を締結した課の名称
教育委員会事務局学校教育課

3　契約の相手方を決定した日
令和７年４月１日

4　契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地１　公益社団法人黒部市シルバー人材センター

5　契約金額
86,016円

6　随意契約の理由
地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第１項３号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

１　随意契約に係る役務名
明峰中学校通学トイレ（荻生駅）清掃管理業務委託

２　随意契約を締結した課の名称
教育委員会事務局学校教育課

３　契約の相手方を決定した日
令和７年４月１日

４　契約の相手方の住所及び名称
黒部市吉田745番地３　社会福祉法人くろべ福祉会

５　契約金額
262,374円

６　随意契約の理由
地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第１項３号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

1　随意契約に係る役務名
黒部市納骨堂屋外トイレ清掃業務委託

2　随意契約を締結した課の名称
市民福祉部福祉課

3　契約の相手方を決定した日
令和７年４月１日

4　契約の相手方の住所及び名称
黒部市吉田745番地3　社会福祉法人くろべ福祉会

5　契約金額
年額70,400円（消費税、事務費含む）
（内訳）
４～９月　各月４回（１回１時間）：各月8,800円
10～11月　各月３回（１回１時間）：各月6,600円
翌年３月　２回（１回１時間、第３週及び第４週）：4,400円

6　随意契約の理由
地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第１項第２号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

１　随意契約する事項

(1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量

中学校体育施設開放事業トイレ清掃業務委託

(2) 役務の内容又は調達物品の規格等

トイレ清掃及び消耗品補充

旧鷹施・旧宇奈月中学校の２階体育館横男子トイレ及び女子トイレ

月に５回（年60回）

(3) 役務の提供を受ける期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

２ 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に該当する社会福祉法人くろべ福祉会であって、黒部市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和７年３月31日

(2) 提出先

黒部市教育委員会事務局スポーツ課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第１項第２号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

１　随意契約する事項

(1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量

三日市用水除塵機ゴミ処理業務委託

(2) 役務の内容又は調達物品の規格等

三日市用水除塵機の清掃及びゴミの収集

(3) 役務の提供を受ける期間

令和７年４月２日から令和８年３月31日まで

２　契約の相手方の選定の基準

地方自治法施工令第167条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって黒部市内に所在していること。

３　契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し契約する。

４　見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和６年４月１日

(2) 提出先

産業振興部農林整備課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第１項第２号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

１　随意契約する事項

(1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量

第一排水機場除草業務委託

(2) 役務の内容又は調達物品の規格等

排水機場内の草刈

(3) 役務の提供を受ける期間

令和７年６月１日から令和７年９月30日まで

２ 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施工令第167条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって黒部市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和７年６月１日

(2) 提出先

産業振興部農林整備課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第１項第２号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

１　随意契約する事項

(1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量

農村公園トイレ清掃業務委託（山田多目的広場、若栗、中村農村公園）

(2) 役務の内容又は調達物品の規格等

山田多目的広場、若栗中村農村公園内のトイレの清掃作業

(3) 役務の提供を受ける期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

２ 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施工令第167条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって黒部市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和７年４月１日

(2) 提出先

産業振興部農林整備課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第１項第２号の規定により公表する。

令和７年４月１日

黒部市長　武　隈　義　一

１　随意契約する事項

(1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量

やまびこ遊歩道草刈・清掃業務委託

(2) 役務の内容又は調達物品の規格等

やまびこ遊歩道の草刈及び清掃

(3) 役務の提供を受ける期間

令和７年６月１日から令和７年11月30日まで

２　契約の相手方の選定の基準

地方自治法施工令第167条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって黒部市内に所在していること。

３　契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し契約する。

４　見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和７年６月１日

(2) 提出先

産業振興部農林整備課